

## 大阪府災害時学校支援チーム設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、平成30年6月大阪北部地震や平成30年9月台風21号の経験・教訓を活かし、府外において大規模な災害が発生した場合に、被災地の学校教育の早期再開を支援するため、学校防災や災害時の学校運営についての専門的知識と実践的対応能力を備えた教職員等で構成する「大阪府災害時学校支援チーム」（以下、「支援チーム」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (チーム員)

第2条 支援チームのチーム員は、別表1に掲げる職にある者で構成するものとし、教育庁が実施する研修を修了した者とする。

2 チーム員が次の状況となった場合は、当該チーム員をサポート者として登録することとする。

(1) 管理職となった場合

(2) 府立学校、公立小中学校等または教育庁の再任用職員となり、本人がサポート者として登録することを希望する場合

3 チーム員及びサポート者が退職した場合及び教育庁以外の所管部署に異動となった場合、または本人から辞任の申し出があった場合は、その任を終えるものとする。

### (活動内容)

第3条 支援チーム及びチーム員は次の事項について活動する。

(1) 大規模災害発生時において、支援チームは、教育長の指示により、次の業務について活動する。

ア 学校の被災状況等の情報収集

イ 学校再開に向けた体制づくりへの助言

ウ 短縮授業等の応急教育計画の作成や給食再開のための計画立案等教育活動の早期再開への助言

エ 児童生徒の心のケアに対応する教職員への対処方法等の助言

オ 教職員への心のケアに対する助言

カ 学校における避難所の開設初期段階での運営支援

キ その他、学校再開前後に学校運営上必要とされる業務

(2) チーム員は、平時において次の事項について活動する。

ア 教育庁が主催する災害時の学校運営に関する研修会等への参加

イ チーム員の所属等における防災教育や避難訓練等、学校防災の取組への助言

2 サポーターは、次の事項について活動する。

- (1) チーム員への助言
- (2) 第4条に定めるチーム員のためのスキルアップ研修の講師
- (3) 災害時の学校運営に関する研修会等の講師

(研修)

第4条 教育庁は、チーム員及びチーム員になることを希望するものが、チーム員として必要な知識や技能を身に付けるための研修を実施する。

2 教育庁は、チーム員及び教職員等の指導力及び技術力向上のため、必要に応じて、スキルアップ研修を実施する。チーム員は、スキルアップ研修を受講するよう努めるものとする。

(チーム員の派遣)

第5条 チーム員の派遣にかかる必要な事項については、別に定める。

(庁内会議)

第6条 支援チームを円滑に運営するため、別表2の関係課で構成される「大阪府災害時学校支援チーム庁内会議」(以下、「庁内会議」という。)を設置する。

- 2 庁内会議は、支援チームの設置・運営及びチーム員の募集や育成方法についての方針を協議する。
- 3 庁内会議は、教育長から求められた場合、チーム員の派遣の決定等の際し、助言を行うことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、教育庁教育総務企画課に置き、次の各号に関する業務を行う。

- 一 庁内の調整に関すること
  - 二 大規模災害時における被災地のニーズ把握及びチーム員の派遣等に関すること
  - 三 大規模災害時におけるチーム員及び派遣地域の検討
  - 四 大規模災害時における関係自治体の危機管理部局及び人事主管課との連絡調整
- 2 チーム員等の研修及び任命・登録に係る業務については、教育庁教育振興室保健体育課が行う。

(費用負担)

第8条 支援チームの被災地派遣及びチーム員の研修に係る経費については、教育庁が負

担する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

【別表 1】 対象職名

教育庁

首席管理主事、管理主事、首席指導主事、主任指導主事、指導主事、首席社会教育主事、主任社会教育主事、主任社会教育主事補、社会教育主事、社会教育主事補、課長補佐、主査、副主査、主事

※任期の定めのある者は除く。

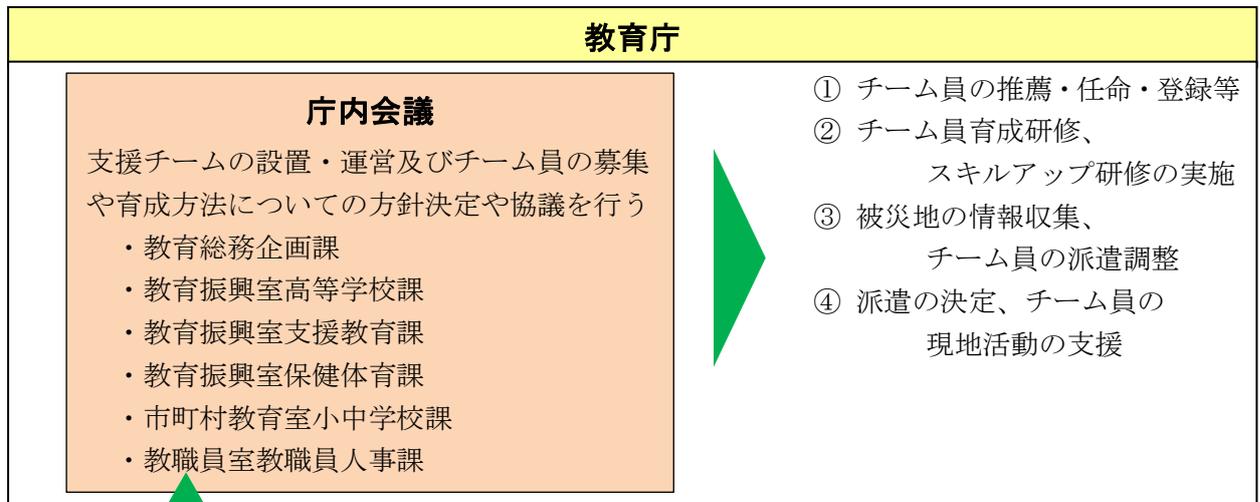
※フルタイム勤務でない者は除く。

【別表 2】 関係課

教育庁

- ・ 教育総務企画課
  - ・ 教育振興室高等学校課
  - ・ 教育振興室支援教育課
  - ・ 教育振興室保健体育課
  - ・ 市町村教育室小中学校課
  - ・ 教職員室教職員人事課
-

## 大阪府災害時学校支援チームの運営体制



助言・連携・協力

### 大阪府災害時学校支援チーム推進事業推進委員会

- ・教育庁
- ・学識経験者
- ・防災に関する関係団体
- ・府危機管理部局

※必要に応じて、防災上の専門的な意見を有する者に意見を求める。

### 大阪府災害時学校支援チーム員

#### 災害発生時の活動内容

- ・学校の被災状況等の情報収集
- ・学校再開への体制づくりへの助言
- ・応急教育計画、給食再開等計画への助言
- ・児童生徒、教職員への心のケアに対する助言
- ・学校の避難所開設初期段階での運営に対する助言

#### 平時の活動内容

- ・発災後の学校再開に関する研修会等の講師など

「スキルアップ研修」  
による資質の向上

### 研修参加教職員等

#### 平時の活動内容

- ・発災後の学校再開に関する研修会等の講師など
- ・所属内等における防災教育や避難訓練等、学校防災の取組への助言